

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第86号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

京都市健康増進センターにおいては、医療の提供をもって市民の健康の保持及び増進を図るために診療所としての事業を行っていますが、近隣の病院又は診療所において医療の提供が可能であり、本市が診療所としての事業を行う必要性が低下していること、及び採算性の確保が困難となっていることから、同事業を廃止することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市条例第86号

京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例

京都市健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第8条第2項中「及び健康保険法第76条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の定めるところにより算定した額又は高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額」を削る。

第10条を削る。

第11条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条本文中「及び既納の手数料」を削り、同条を第10条とする。

第12条の見出し中「利用料金等」を「利用料金」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1 1の項中「及び3の項」を削り、同表中

「

2	健康度測定の用に供する部分	午前8時30分から午後9時(休日にあつては、午後5時)までの間において、市長が定める時間
3	第2条第2号に掲げる事業の用に供する部分	午前9時から正午まで(火曜日及び金曜日にあつては、午前9時から正午まで及び午後2時から午後4時まで)の間において、市長が定める時間

を

」

「

2	健康度測定の用に供する部分	午前8時30分から午後9時(休日にあつては、午後5時)までの間において、市長が定める時間
---	---------------	--

に改める。

」

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)